

厚木市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めることを目的とする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の6の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）
- (2) 職員名簿（第4号様式）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明等の写し
- (4) 事業者の役員名簿（第5号様式）
- (5) 定款その他基本約款
- (6) 運営規程
- (7) 施設に関する平面図等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を開覧することができる場合は、この限りでない。

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(事業廃止及び休止の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(基準の遵守及び報告)

第5条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、厚木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月厚木市条例第19号）を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育

成事業事故報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。